

# 第2回水産流通適正化に係る 電子的な情報伝達手法等に関する検討会

2021.08.23

**DENEN**

# 議事次第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 検討会資料の説明

(2) 意見交換

(3) その他

3. 閉 会

# (1) 検討会資料の説明

## I. 第1回の振り返り

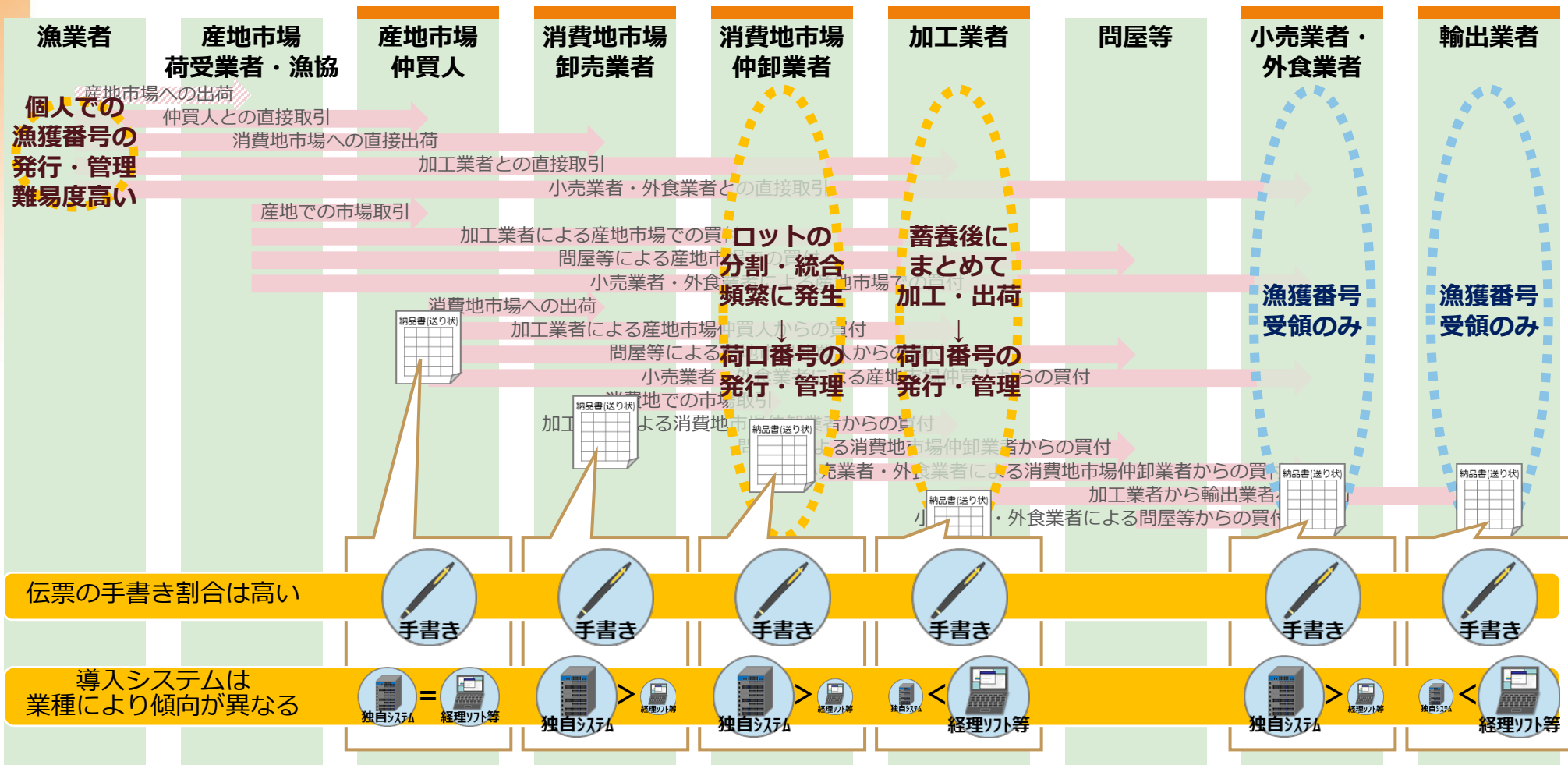
- ①本協議会の目的
- ②導入システム調査結果
- ③市販システム調査結果
- ④情報伝達方法案について
- ⑤各委員からの御意見

## ①本協議会の目的

- 昨年12月に公布された水産流通適正化法により、新たに漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存が必要となりました。
- 水産物の流通については、取引伝票等の紙媒体を用いた取引が一般的に行われているため、本法に基づく義務の履行に当たっても、既存の取引伝票等を活用した情報伝達の方策を基本として検討が進められています。一方、生産・加工・流通等の各事業者間で電子的に連携していない現状のもと、情報伝達や取引記録の作成・保存等に係る関係事業者の負担軽減策として、情報伝達等を電子的に行えるような方策についても検討することが不可欠です。
- そこで、本協議会では、関係事業者の御意見やシステム導入の実態を踏まえた上で、各事業者のシステム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準等の検討も含め、関係事業者にとって負担の少ない将来的な情報伝達等の電子化の方策について検討を行うことを目的としています。

## ②導入システム調査結果

業種によって漁獲番号等の伝達について求められる対応や状況が異なり、企業規模と相関してシステム化状況が異なっているため、伝達のための望ましい対応も異なると考えられます。



### ③市販システム調査結果

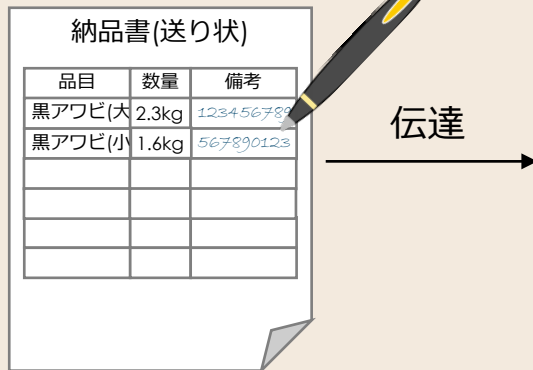
漁獲番号の伝達に利用できそうな市販のシステム製品についても調査を行いました。連携のための通信機能(EDI対応)を持つ製品に限られていることに加え、それらの製品を全事業者が導入することは現実的ではないため、市販システムの導入によりただちに漁獲番号の連携を行うことは困難。

	概要	システム製品 リストアップ数	価格 (傾向)	連携の 即時実現	漁獲番号 対応	コメント
汎用業務システム	経理ソフト、販売管理ソフトなどとして市販されるシステム製品。特定の業種に特化した機能は持たない一方、カスタマイズ等が容易記できる機能を持つものがある。	12製品	安価	×	△	帳票カスタマイズ機能等で漁獲番号の伝達に対応できる可能性が高い。総コストが抑えられる。
水産業向け 業務システム	業務システムとして市販されるシステム製品のうち水産業の業務に特化した機能を持つもの。カスタマイズ性の高くない製品が多いと見受けられる。	12製品	高価	×	×	漁獲番号の伝達のみで考えると、最も適さない製品群。高コストでの改修が必要と思われる。
EDI連携システム	流通業向けEDI標準でのシステム連携を行うための市販システム製品。古い標準のJCA手順、近年の主流になっている流通BMS(JX手順)に対応した製品がある。	11製品 (2標準)	高価	×	△	漁獲番号の伝達を組み込むことは容易そうなものの、導入コストが高価になると予想される。

# ④情報伝達方法案（現時点で想定される伝達方法）

紙媒体  
で伝達

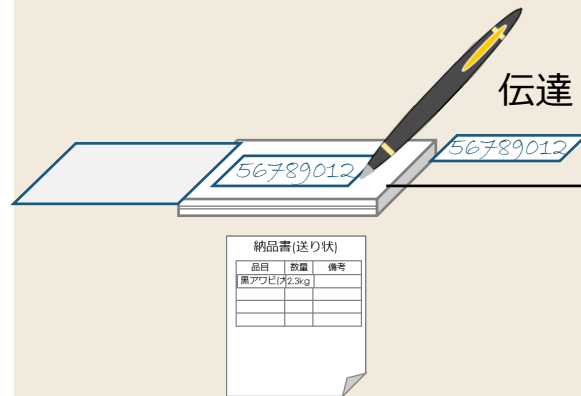
(i) 納品書等に手書等して伝達



【制度の基本対応】

漁獲番号の記載：手書等が必要  
取引記録の保存：納品書等をそのまま保存

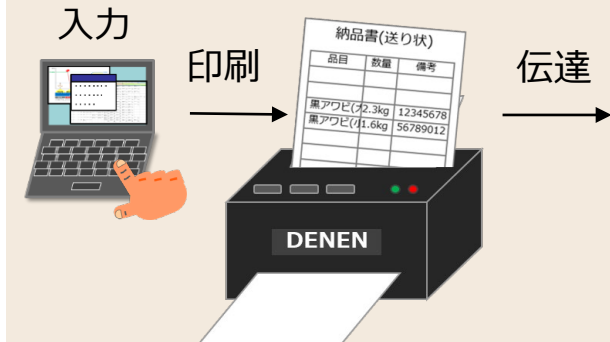
(ii) 納品書等とは別に手書の漁獲番号票を添付して伝達



【伝票が翌日発行の場合等の対応】

漁獲番号の記載：手書等が必要  
取引記録の保存：漁獲番号票を納品書等に貼り付けて保存

(iii) 販売管理システム等に入力し、納品書等を印刷して伝達



【令和2年度補助事業を活用した対応】

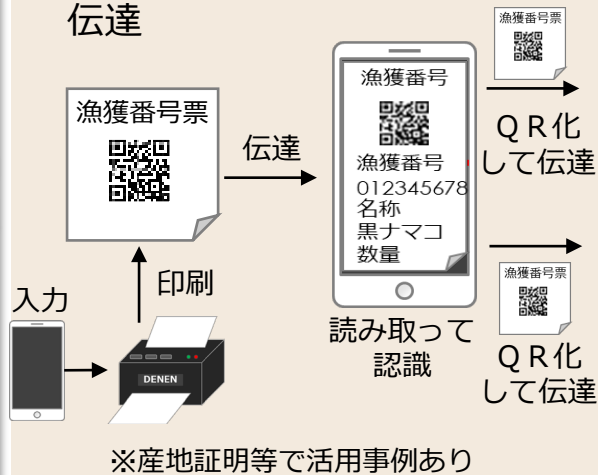
漁獲番号の記載：システム入力が必要  
取引記録の保存：入力した者はシステム内に保存、受取側は納品書等を保存。

# ④情報伝達方法案（考えられる電子的な伝達方法案）

電子的な伝達方法の候補に挙がるのは、下記3つのいずれかに類似した手法になると考えられます。

電子的な伝達

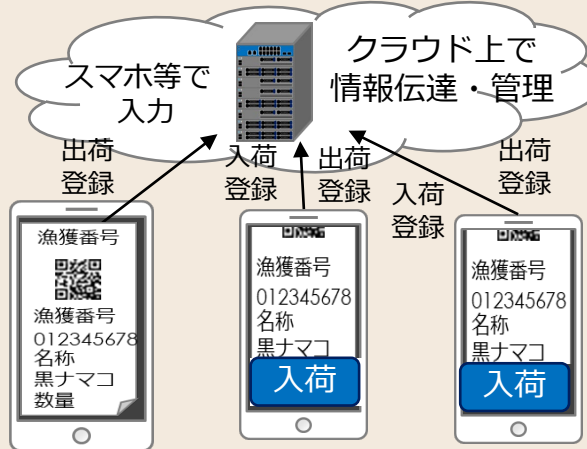
(iv) スマホ等で入力した漁獲番号等の情報を電子化（QR等）し、伝達



- 手書が不要となる。
- QRコードを読み取ることで簡易かつ正確に伝達が可能

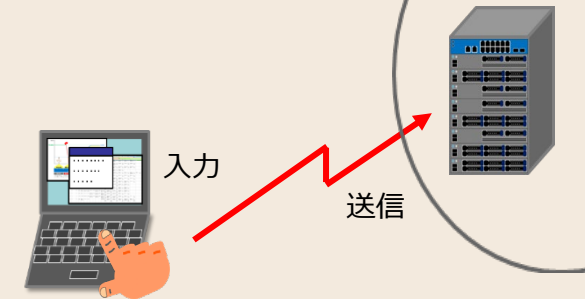
電子化の効果

(v) スマホ等で漁獲番号等の情報を入力し、クラウド上で伝達



- 手書が不要となる。
- 川上から川下まで正確な情報伝達が可能
- 取引記録等がすべてクラウドに保存される（紙での保存不要）

(vi) EDI※等でシステム間連携をして漁獲番号を伝達



※EDI・・・各種取引データを通信回線を通じて企業間等でやり取りする電子商取引システム。大手小売と取引先の間で活用事例あり。

- 手書が不要となる。
- 川上から川下まで正確な情報伝達が可能
- 取引記録等のシステム保存が可能（紙での保存不要）



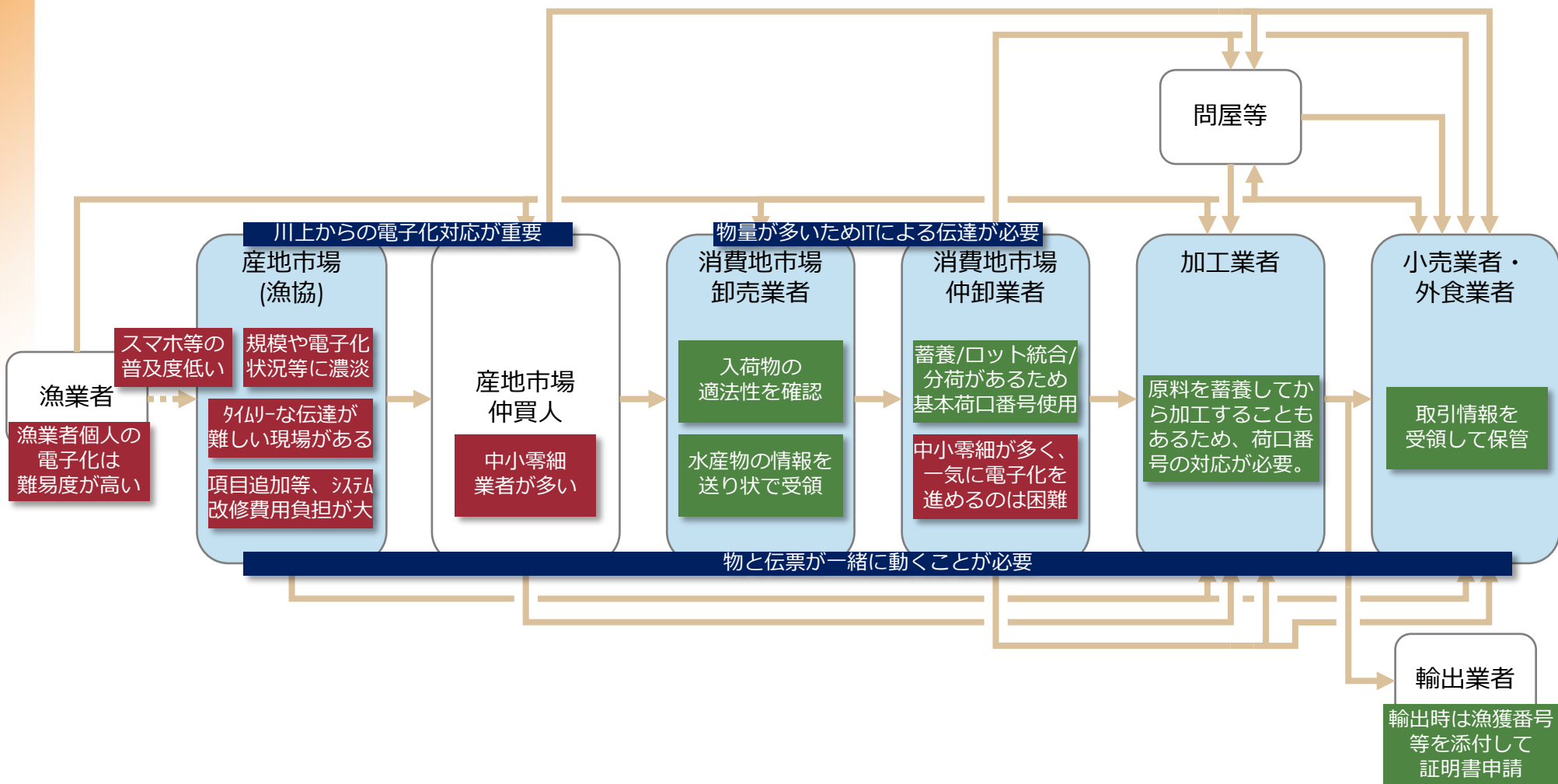
## ⑤各委員からの御意見

流通段階	主な意見
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁協は規模が小さいところ、手書きのところ、電子化が進んでいるところ等濃淡があるため、<b>誰も取り残さない、皆がついてこられる方法を構築していただきたい。</b></li> <li>○ まずは<b>電子化可能なところから先進的に取り組んでもらい、それを参考にしながら徐々に進んでいくことが必要</b>だと考えている。</li> <li>○ 全漁連で行った漁業者への調査では、<b>漁業者のスマホ保有率は50%以下</b>という結果だった。データ入力を行う電子機器については水場という使用環境も考慮する必要がある。</li> <li>○ 電子化した情報の伝達にあたっては、既に導入されている販売伝票、販売システムと連動して進める必要がある。</li> </ul>
卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子化にあたっては、<b>各団体のシステムを改修するという事は難しいので、新しい仕組みが必要</b>になると考えている。</li> <li>○ <b>現場は物量が多く、アナログな対応では限界があるため、将来的にはIT化が必要。</b></li> </ul>
仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>電子化を一気に進めていかれてしまうと、仲卸業者は取り残されてしまう。</b></li> <li>○ 仲卸業者は中小零細企業が多く、電子化が一人歩きしてしまうことがないように十分な検討を尽くして取り残される人が出ないようにしていただきたい。</li> <li>○ <b>ナマコ、アワビだけのためにシステム導入をするのかということや、費用が多額になるということが議論になる。システム導入を標準とするのであれば国が全額負担するような形としてもらうことが議論の始まり</b>だと考えている。</li> </ul>
加工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加工業者は、蓄養もするので荷口番号に替えて出荷することもある。電子化の導入には技術的に大変な面があるだろうと考えられるので、よく検討して進めていただきたい。</li> </ul>
小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小売業者は情報を受け取り、保管することが必要だが、小売、飲食様々あって、伝票をどう管理しているかを考えると、各社で異なり、幅広い状況。</li> </ul>
システムベンダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>漁協のシステムでクラウドを利用しているところが50%程で、その他オフコン、オンプレミス、インターネットに繋がらないようなところもある。徐々に対応しなければならないのではないか</b>と思う。</li> <li>○ <b>基本的に既存のシステムに（漁獲番号等の）新しい項目を入れるということは大掛かりな改修になる。</b>また、それを既存の取引情報と紐づけて保存するとなると大改造になる。</li> <li>○ <b>電子化の方向性については、導入しやすく手間のかからない方法を模索する必要がある。</b></li> </ul>

## Ⅱ．課題の整理

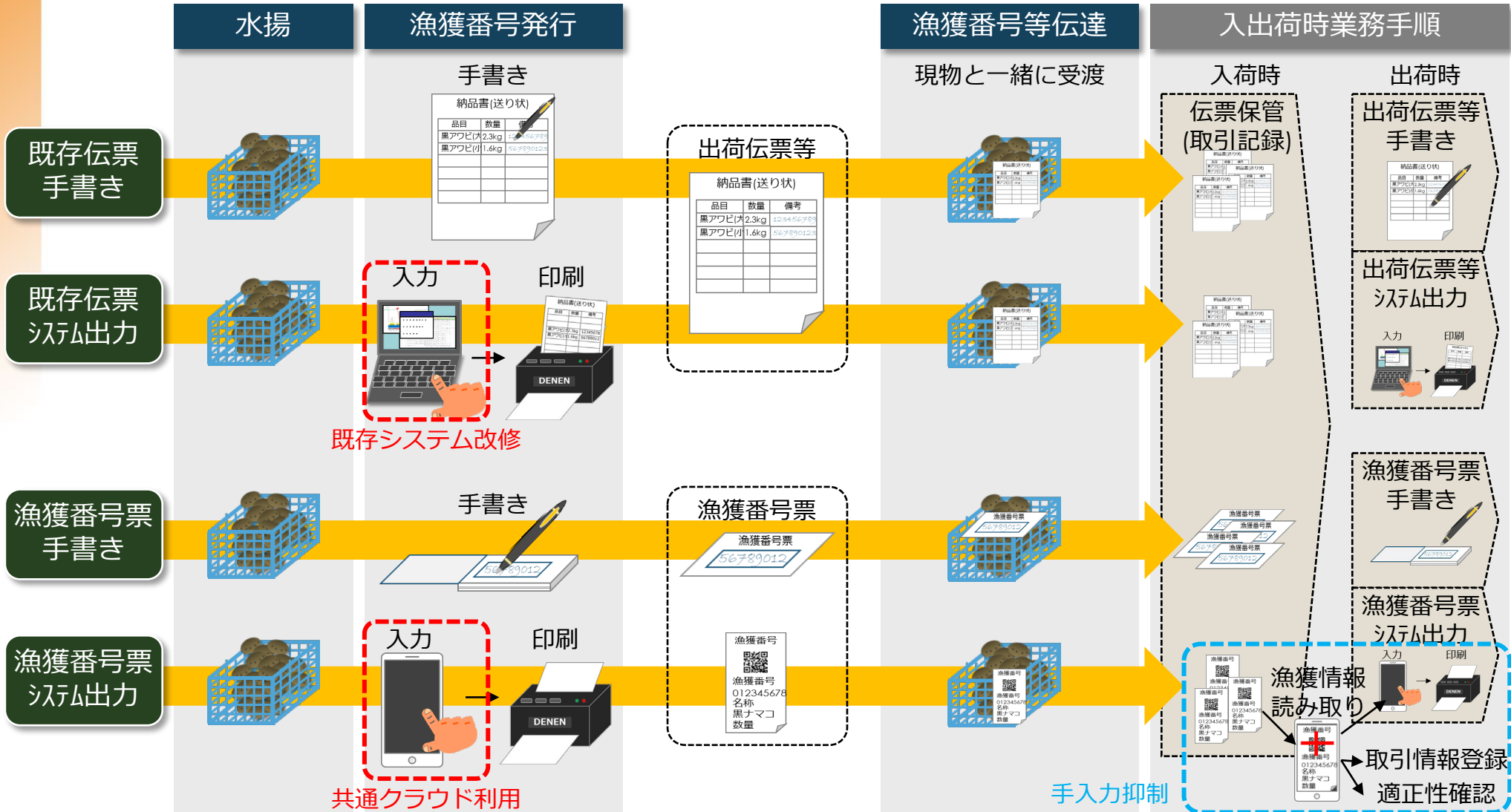
- ①各流通段階における課題の整理
- ②産地市場での漁獲番号発行
- ③消費地市場での伝達
- ④加工業者の取引
- ⑤小売業者、外食業者の取引

# ①各流通段階における意見や課題の整理



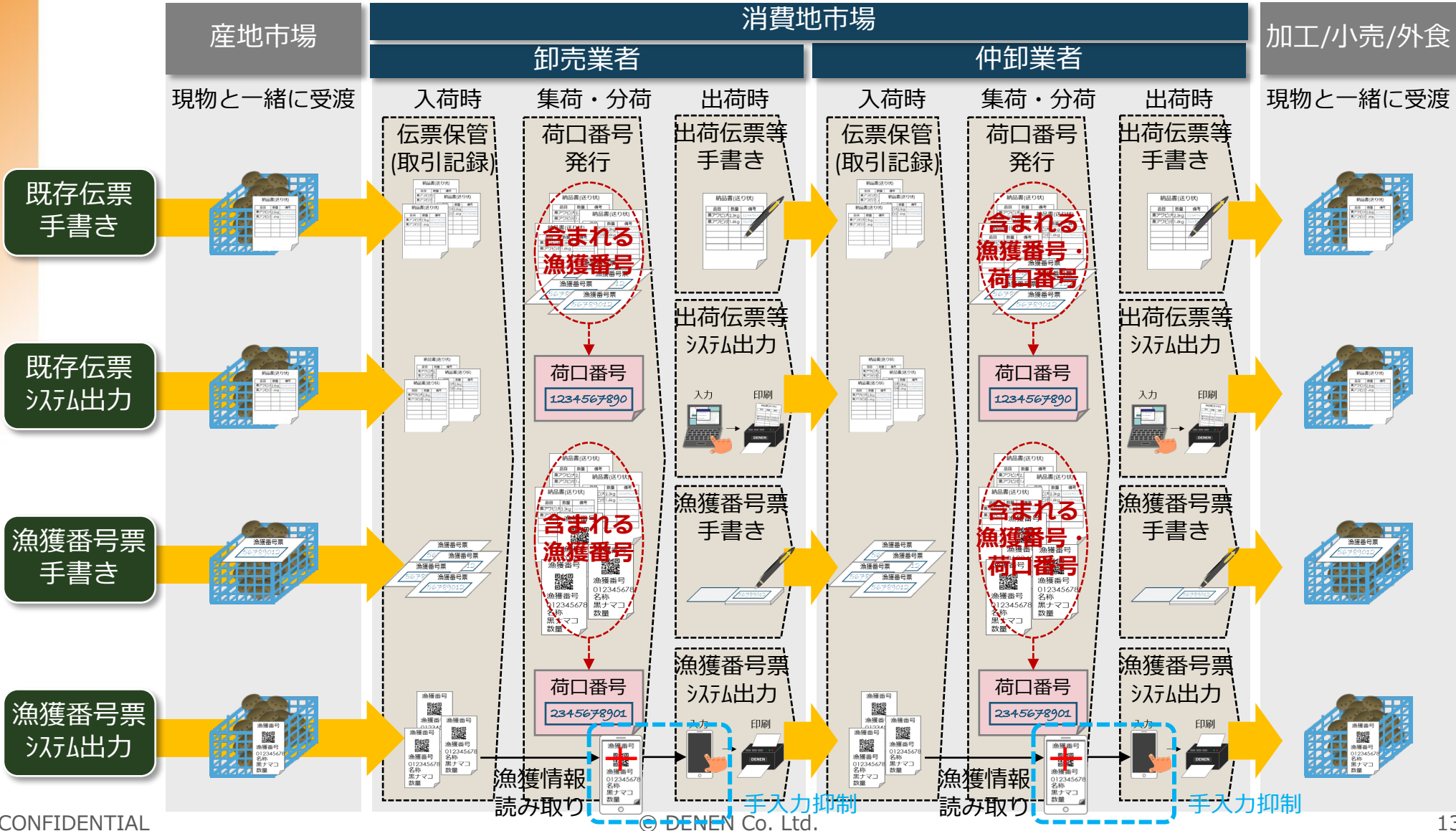
## ②産地市場での漁獲番号発行

漁獲番号等の伝達は、産地市場での漁獲番号発行で開始します。漁獲番号の発行、伝達には下記のように方法が想定されます。



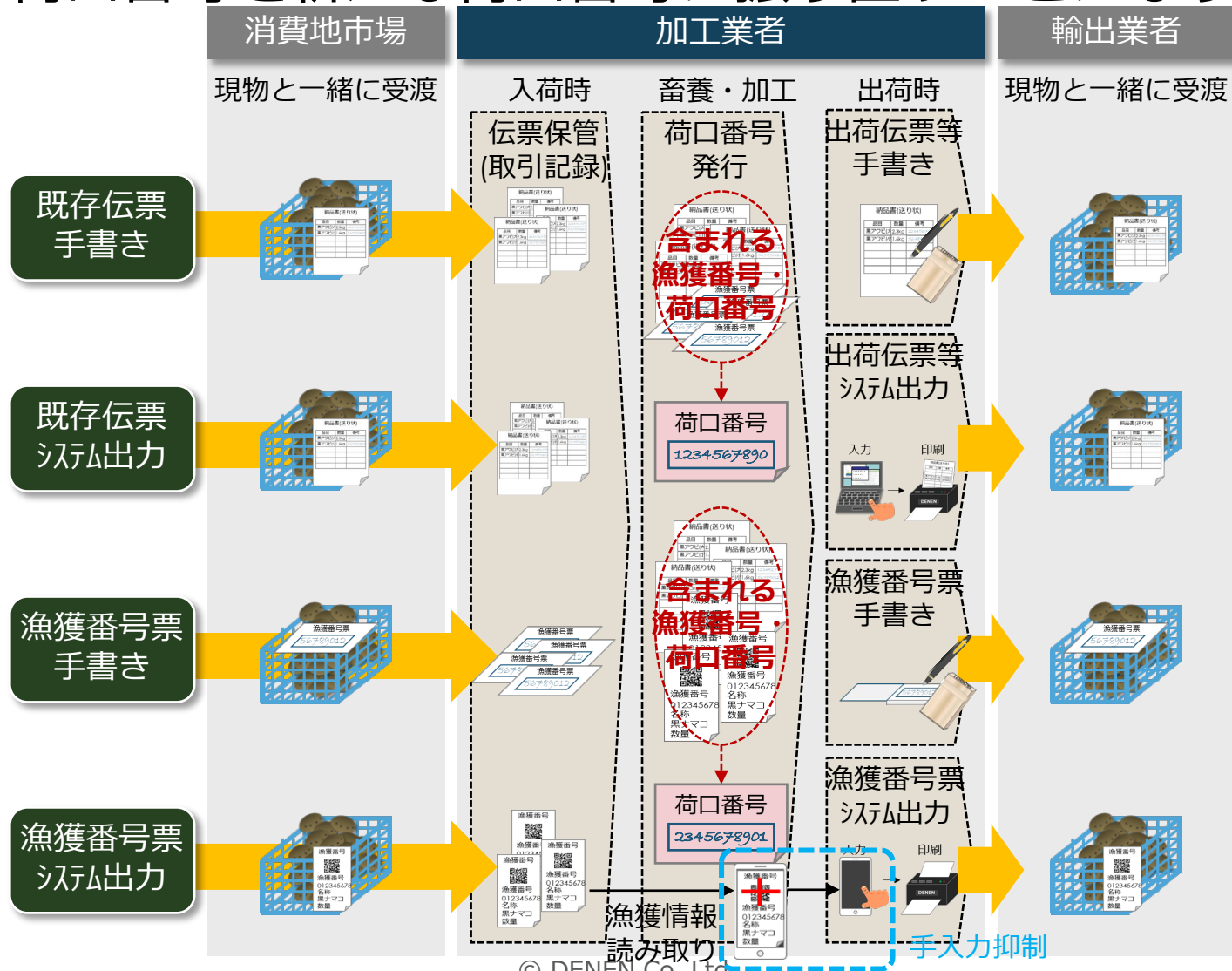
## ③消費地市場での伝達

卸売業者、仲卸業者は短時間に集荷、分荷が多く、漁獲番号を荷口番号に振り直すことになり、煩雑です。



# ④加工業者の取引

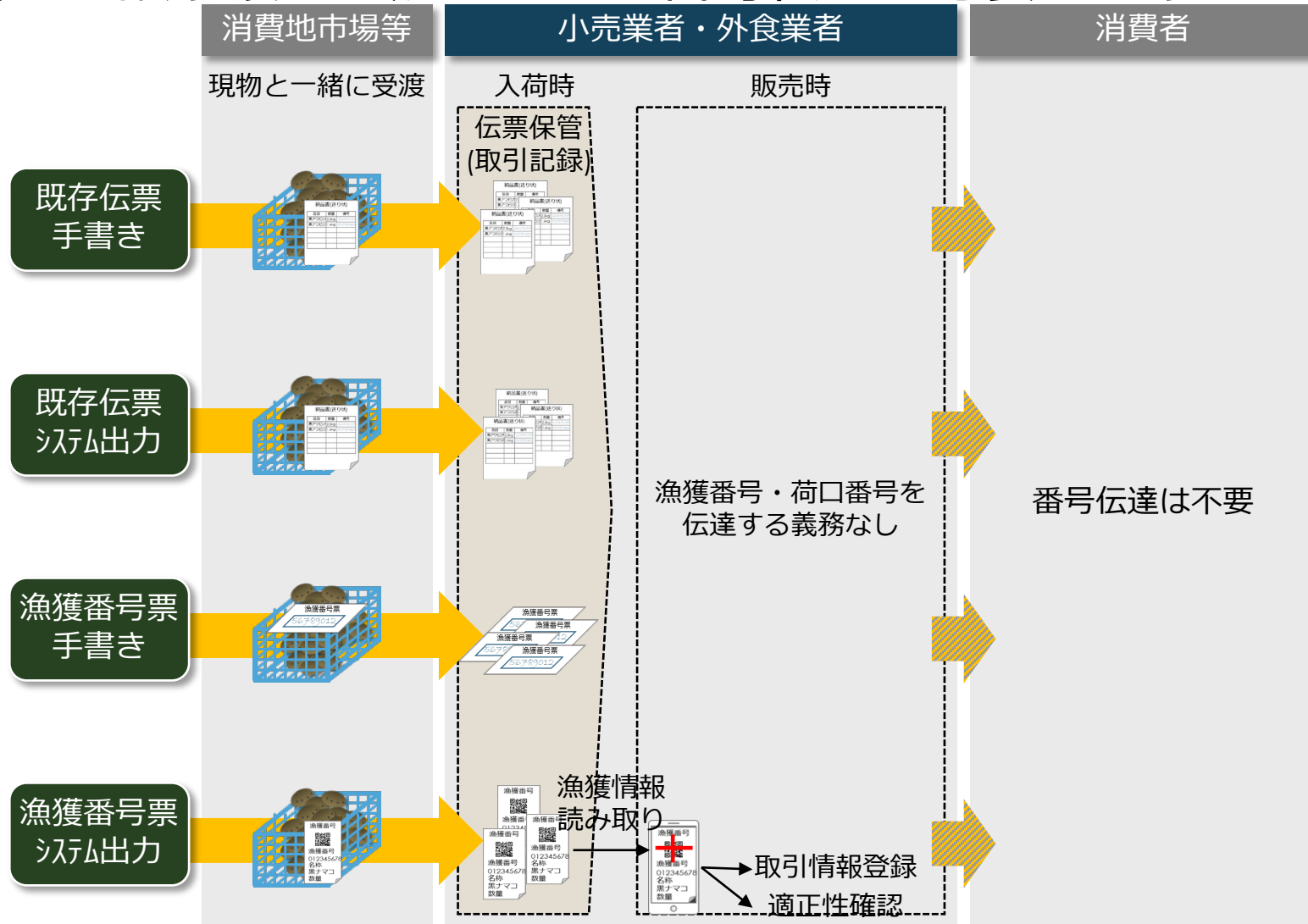
加工業者が入荷した水産物をまとめて蓄養、加工する際、漁獲番号、荷口番号を新たな荷口番号に振り直すことになります。





# ⑤小売業者、外食業者の取引

小売業者、外食業者は販売先が基本的に消費者となり、国内の事業者への譲り渡しが無いため、番号伝達の必要がありません。



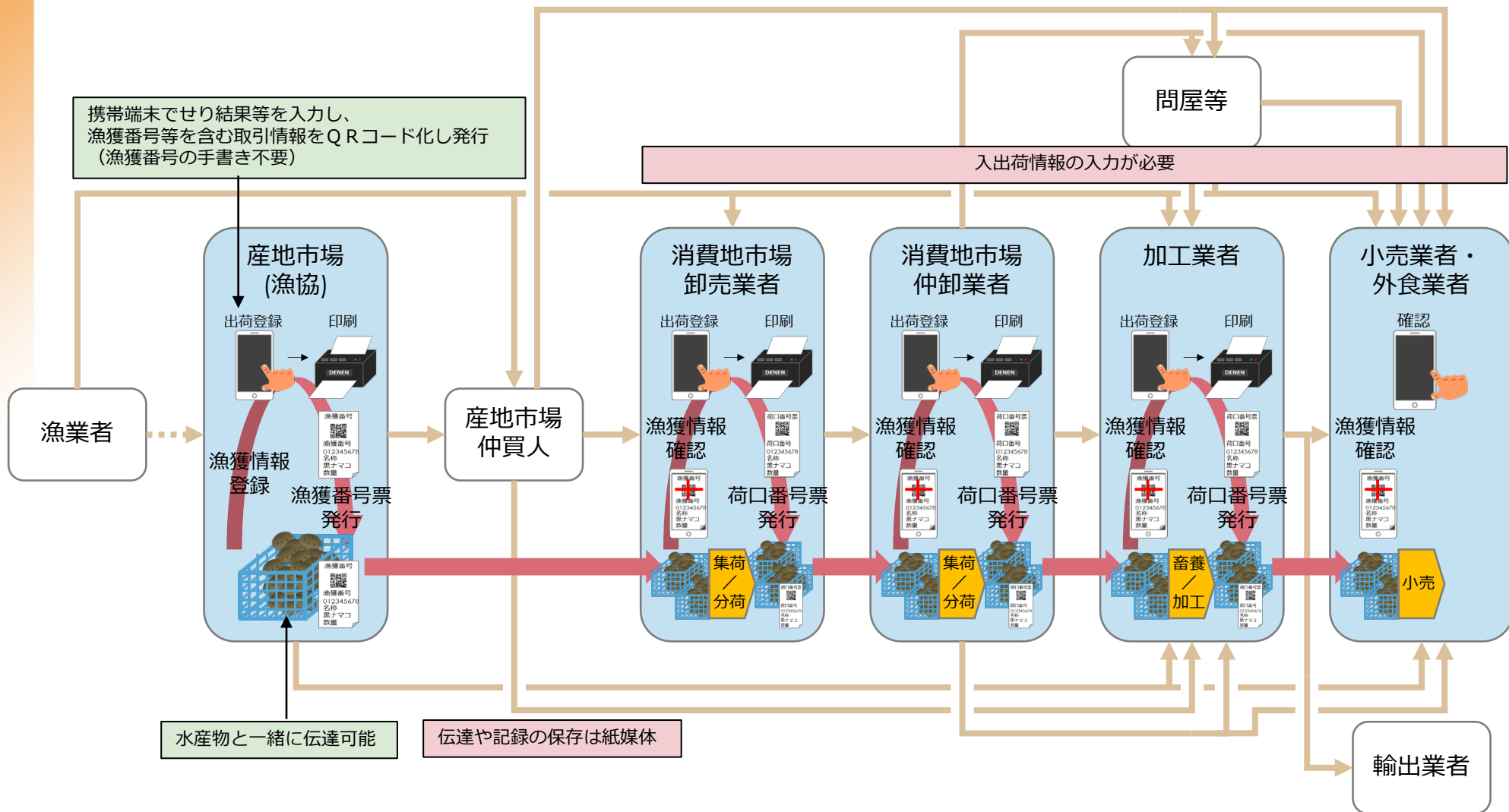
## Ⅲ. 電子的な伝達方法案について

- ① 電子的な情報伝達の実現手法
- ② (iv) の手法による電子化
- ③ (v) の手法による電子化
- ④ (vi) の手法による電子化
- ⑤ 各伝達方法のメリット・デメリット



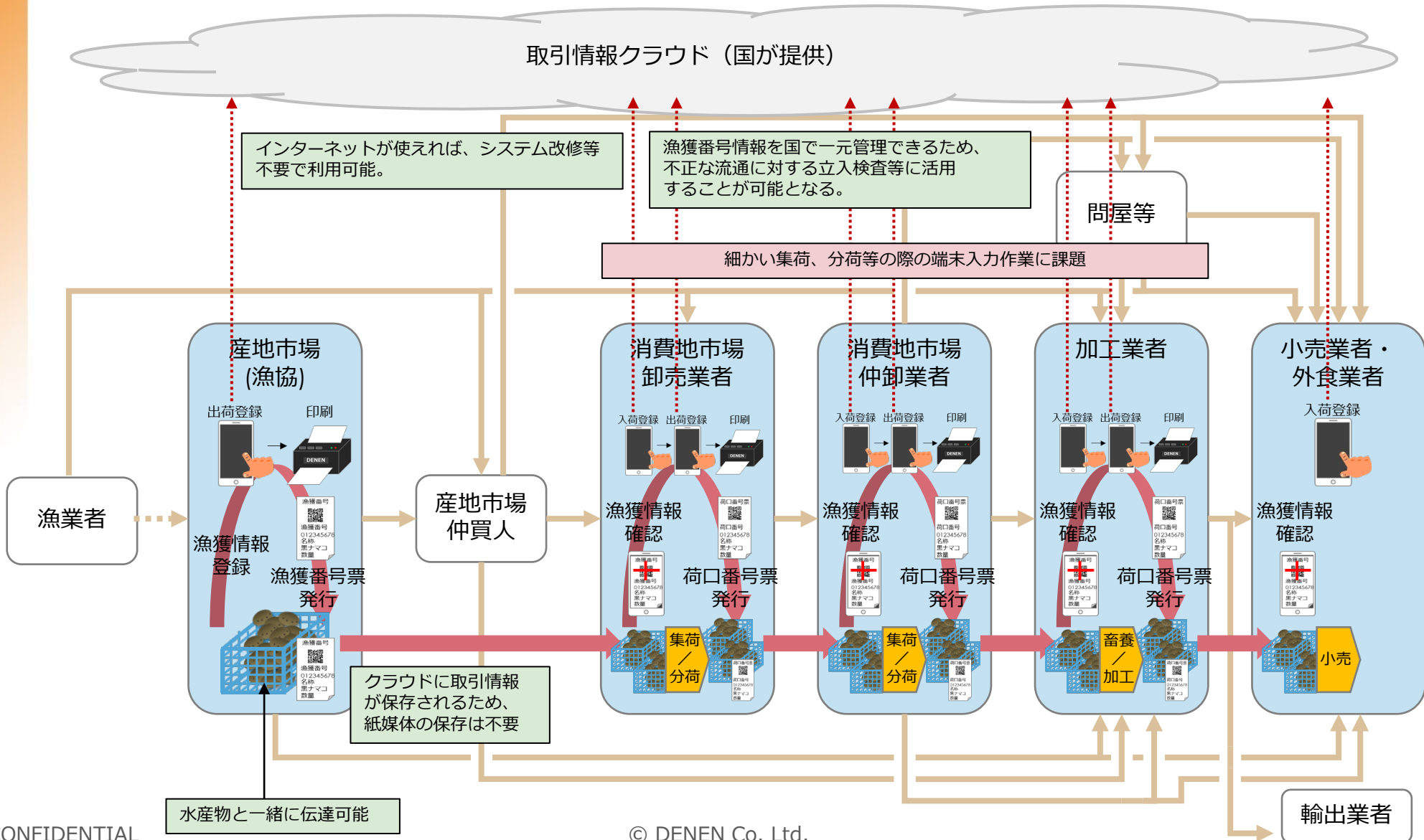
## ② (iv) の手法による電子化（漁獲番号票システム発行）

手書きが不要になり、情報を電子化することで正確な情報伝達が可能な一方、伝達や記録の保存は紙媒体であることや、端末の操作性に課題がある。



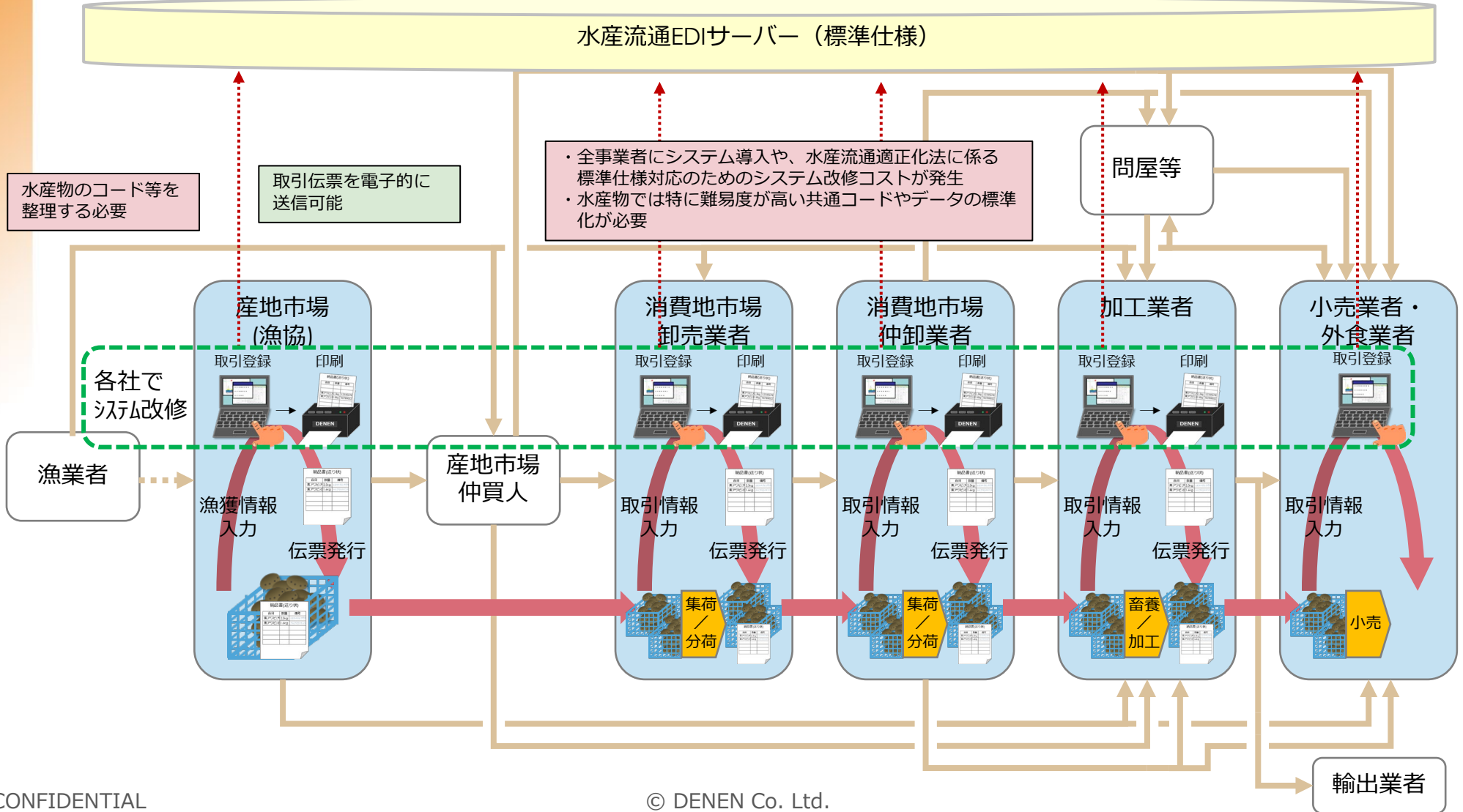
### ③ (v) の手法による電子化 (クラウドで伝達管理)

国の共通クラウド上で情報伝達を行うため、インターネットが使用できればシステム改修等は不要。クラウド上に取引情報が蓄積されるため、取引記録の保存を紙媒体で行う必要がない。



### ④ (vi) の手法による全体の電子化 (EDI等でシステム連携)

EDI連携により、取引伝票データを送受信が可能となるため、迅速かつ正確に情報伝達が可能になるとともに、取引記録についてもシステム上で保存が可能。他方、共通語彙基盤やデータ標準等が必要となり、また、全事業者がこの標準仕様に対応するためにシステムの導入や改修が必要となる。



# ⑤各伝達方法のメリット・デメリット

※④～⑥については、国において漁獲番号票に係るアプリケーションや、共通クラウドの開発、又はE D Iの標準仕様やサーバーの公開が必要

	メリット	デメリット	改修費等の費用負担	番号発行の方法	番号伝達の正確性	現場対応の容易さ	取引記録の作成・保存	実現性
紙媒体で伝達	(i) 納品書等手書き	①納品書等に手書きして伝達 	不要	発行ルールに基づき手書き等	誤記載等のリスクあり	容易	取引伝票の保存で可	容易
	(ii) 漁獲番号票手書き	②納品書等とは別に手書の漁獲番号票を添付して伝達 	不要	発行ルールに基づき手書き等	誤記載・紛失等のリスクあり	容易	取引伝票との紐づけが必要	容易
	(iii) 既存システムで伝票印刷	③販売管理システム等に入力し、納品書等を印刷して伝達 	負担有 (要システム改修)	・パソコンで手入力 ・追加改修すれば、システム発行可能 (要追加改修費)	正確	比較的容易 (パソコン入力)	取引伝票の保存で可	容易
電子的な伝達	(iv) 漁獲番号票システム発行	④スマホ等で入力した漁獲番号等の情報を電子化 (QR等) し、伝達 	ハンディターミルやEiバールプリンタ等の携帯端末が必要	システム発行可能	・正確 ・紛失のリスクあり	端末でQRコードの読み取りや入出荷の入力等が必要	QRコードに入れる情報次第で、取引伝票との紐づけが必要	・端末を購入すれば対応可能。 ・伝達に課題。
	(v) クラウドで伝達管理	⑤スマホ等で漁獲番号等の情報を入力し、クラウド上で伝達 	ネット環境があれば改修不要	システム発行可能	正確	端末でQRコードの読み取りや、入出荷の入力等が必要	・取引記録も含め共通クラウド上に保存 ・将来的にビジネス上のメリット?	・事業者の費用負担が少ないため、容易に使用可能
	(vi) EDI等でシステム連携	⑥EDI等でシステム間連携をして漁獲番号を伝達 	負担有 ・システムがない場合は導入した上で改修 ・システムがある場合も改修が必要	システム発行可能	正確	比較的容易 (パソコン入力)	・取引伝票の電子データがシステム上に保存 ・将来的にビジネス上のメリット?	・全ての事業者が標準仕様に対応したシステム改修が必要 ・共通コードやデータ標準化の難易度が高い

# (参考) 「電子インボイス」の仕様標準化に係る政府の取組状況

【出典】内閣府「消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議資料」

## 「電子インボイス」の仕様標準化に係る取組状況 ～日本版Peppol導入に向けて～

### 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）抜粋

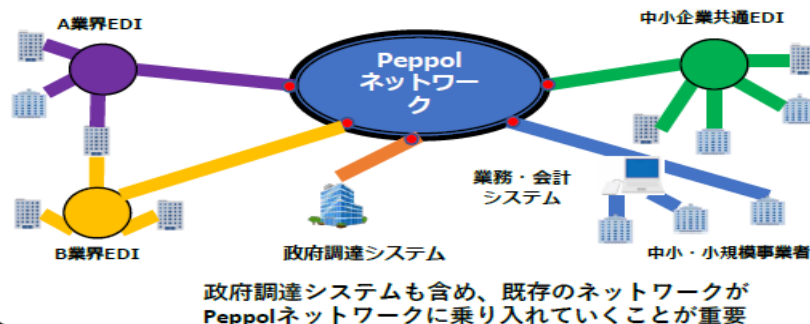
「インボイス制度が導入される2023年（令和5年）10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。」

### 実現すべきアーキテクチャ ～グローバルな標準規格「Peppol（ペポル）」をベースにした標準化～

- 中小・小規模事業者の方も含め、幅広い事業者の方が、負担のない快適なUI/UXで、デジタル化の恩恵を受けることができるよう、
  - ・ユーザーが「容易」かつ「低コスト」で利用できる仕組みであること、
  - ・既存の仕組みからの移行が容易であること、
  - ・グローバルスタンダードなものであること、
 などの観点を重視。
- グローバルな標準規格として欧州を中心に実装されている「Peppol（ペポル）」をベースに標準化を進める方針を決定（令和2年12月）。



### Peppolネットワークのイメージ



### 標準化に向けたスケジュール



### 日本版Peppol導入に向けての課題

- 日本の法令・商習慣等への対応
  - ⇒ 諸外国の取組も参考に、必要最小限の「拡張」で対応（＝柔軟性を持たせるとともに、「ガラバゴス化」させないことが重要）
- リーズナブルなコスト感でのサービス提供
  - ⇒ 民間サイドの企業努力だけでなく、官サイドも適切な支援・推進体制の構築

将来的なEDI連携による情報伝達の実装方法として、現在政府において検討が進められている電子インボイス等の標準仕様を利用する方法が現実的ではないか。

## (2) 意見交換